

守山市教育委員会会議録

令和 6 年第 11 回定例会
(令和 6 年 11 月 21 日)

守山市教育委員会

令和6年第11回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和6年11月21日（木）

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時30分

○ 場 所 守山市役所2階 防災会議室

○ 出席委員等 教育長 辻 本 長 一

委 員 吉 田 郁 雄

委 員 高 倉 直 子

委 員 里 内 緑

○ 説 明 員

教育部長	飯 島 秀 子	教育部理事	小 川 靖 子
教育部次長	神 藤 高 敏	教育部次長	池 田 あづさ
教育総務課長	寺 畑 学	学校教育課長	岡 田 伊津子
学校教育課教職員担当課長	大 崎 寿	保育幼稚園課長	遠 山 純 一
保育幼稚園課幼保指導担当課長	吉 澤 有 里	文化財保護課長	池 内 秀 明
社会教育・文化振興課長	正 江 茂 文	図書館長	松 本 孝 子
図書館副館長	西 村 克 子	学校教育課参事	石 田 竹 蔵
人事課係長	徳 野 正 典		

教育長	(開会：午後 1 時 30 分) 只今、定足数に達しておりますから、これより令和 6 年第 11 回教育委員会定例会を開会いたします。 それでは、これより本日の議事日程により進めます。 まず、日程第 1、令和 6 年第 10 回教育委員会会議録の承認についてをご覧ください。こちらにつきまして、ご意見等はございませんか。 ないようでありますので、令和 6 年第 10 回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして承認いたします。 次に、日程第 2、教育長の業務報告を致します。 【教育長 業務報告】
教育長	只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。
吉田委員	11 月 5 日の令和 7 年度教職員人事異動方針説明会では、県の方針を聞くのみですか。
教育長	基本的には県の人事異動方針を市町に共有する会議ですが、もちろんこの機会に市の意見は伝えています。
吉田委員	方針の内容を教えてください。
教育長	人事行政というのは各市町の教育委員会の権限で進められる部分がありますが、教職員の任命権者は県の教育委員会ですので、教職員の異動は、県の教育委員会が一定の方針を立てて進めます。 方針は、全県的な視野に立って公平公正にそれぞれの課題も踏まえて郡市間の交流を促進する配置に努めるといった内容でした。市町によって教育の方針や取り組みも随分違いますので、9 年間同一校に勤務したものの異動を促進する、あるいは新規採用から 10 年の間に 2 つ以上の市町で教員を経験するというふうな異動促進者の基準を具体的に示されました。
吉田委員	来年度の新卒採用数、退職者数、育児休業者数は出てこないのですか。
教育長	来年度の採用人数は案内がありました。あわせて定年退職者のおおよその数も出されましたが、定年前退職や育児休業者数は流動的ですよ

	で、全体的な傾向は示されますが具体的な数値はまだ出されません。
吉田委員	教職員人事異動方針説明会後に、県と市町の間で人事関係の協議はないのですか。
教育長	人事異動の流れを説明いたします。まず、教職員人事異動方針説明会が教育長を対象に行われ、その翌日に全小中学校長を対象に同説明会が行われます。昨年度は対面でしたが、今年はオンラインで説明がされました。 その後、異動方針に従って各校で校長が教職員一人ひとりに来年度どうしたいかという意見聴取し、校長が人事調書を作成して意見具申を市教育委員会にします。意見具申された人事調書を基に、年末年始にかけて私が校長と面談を行います。年始の面談には県の人事主事も同席されます。その後は、市教育委員会と県教育委員会が継続的に情報交換しながら、最終的には校長の意見具申を基に市教育委員会から異動の内申書を県教育委員会に提出し、それを基に異動が決まるということです。 校長が一人ひとりの育成を考えながら異動方針に従ってヒアリングするということから始まり、その後も継続的に協議をしますので、県が一方的に人事異動を決定するということはありません。
吉田委員	特に育児休暇はお子さまができるタイミングにもよりますし、休暇を取りやすい状況を作れるように情報共有と最後の詰めをしっかりとお願いしたいです。
教育長	他にございませんでしょうか。 ないようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。 これより、日程第3、審議事項に入ります。 それでは、まず議第26号「令和6年度守山市一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。 議件について、関係課長および図書館長から順次、提出議案の説明を求めます。
関係課長等	【関係課長等が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。

里内委員	河西小学校にはエレベーターがありますが、階段昇降機は別途必要となるのですか。どのようなものか教えてください。
教育総務課長	階段昇降機は階段の壁にレールを設置し座ったまま階段をスライドさせて上っていく設備で、介護用として広く使われています。今回はバギータイプの車椅子を載せて昇降できるように整備する予定です。 河西小学校のエレベーターは東側の校舎にあります。増築を繰り返して、特別教室等がある3階へ行き来するルートがございませんので、2階から3階に上がるための整備としてつけさせていただくのです。
吉田委員	ふるさと納税で入ってくる資金は当初予算において確定していたと思いましたが、この時期に補正予算としてあがってくる理由を説明してください。
学校教育参事	令和6年度当初予算案を編成する際には、令和5年4月から12月末までのふるさと納税の寄付金を充当しております。 その後、令和6年1月から3月までのふるさと納税額が決定しますが、当初予算編成時には充当が間に合いませんので、この1月から3月分につきまして、令和6年12月で補正させていただいています。当初予算では一般財源であるところにふるさと納税の寄付金を充当しますので、一般財源の財源更正という形での補正となります。 ふるさと納税の寄付金は、教育委員会事務局以外の他の事業にも充当しておりますので、他の部局とあわせて12月の補正予算において財源更正をしております。
吉田委員	ふるさと納税される方の税控除の区切りは1月1日から12月末までですが、市の予算の区切りとしては年度になるので、4月から12月の分は当初予算に入っているけれども、翌年1月から3月までの分は当初予算に入っていないことを調整するために、この時期に補正するということですね。 追加で質問ですが、河西小学校階段昇降機整備事業に係る市債を発行しなければならない理由を教えてください。
教育総務課長	公共施設の整備には多額の経費が必要となりますので、ある年度の過

	大な財源負担を軽減し毎年の財源負担を平準化するため、また現在の市民と将来の市民の間の税負担の公平を図るために市債を発行します。
吉田委員	国庫補助金等はないのですか。
教育総務課長	こちらの事業は対象ではございません。
高倉委員	議案説明書の歳出補正予算表について説明をお願いします。
学校教育参事	議案説明書 4 ページの上段にある教育指導費を例に説明します。 一番左の補正前の額が 3 億 8,200 万円余ありまして、そこに補正額という形で 95 万 2,000 円が追加されております。補正前の額と補正額を合わせましたら 3 億 8,300 万円余となり、その横の補正額の財源内訳で特定財源のその他というのが、繰出金 95 万 2,000 円とふるさと納税の充当分 22 万 5,000 円を足した額で 117 万 7,000 円となります。 一般財源のマイナス 22 万 5,000 円というのは、当初予算では一般財源で予算措置している部分に、22 万 5,000 円のふるさと納税を充当したために、一般財源は 22 万 5,000 円減りました。そのため、一番右の教育情報化推進事業費の差引金額は何も変わっておりませんので、0 円という形で表記がされているところでございます。
教育長	予算書についてその他ご不明な点があれば、別途伝えさせていただきます。 他にございませんか。 ないようでありますので、次に、債務負担行為の補正について、関係課長から説明を求めます。
関係課長	【関係課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	速野小学校長寿命化改良事業に関連して質問ですが、校舎を建て替える際に仮設校舎をリースして設置されるとおっしゃいましたね。通常は施設を建築する際は建築確認申請が必要ですが、リースの場合も同様ですか。

教育部長	仮設校舎の場合でも、もちろん建築確認の必要があります。 速野小学校の場合ですと、北側校舎を改修しますので、北側校舎を解体する前に建築確認を取って仮設校舎を建築し、児童を仮設校舎に移し、改修が終わったら児童を本校舎に戻し、仮設校舎を解体して返却するという流れです。
吉田委員	今回の債務負担行為補正はリース契約のためということですね。
教育部長	はい。
教育長	他にございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 26 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 それでは次に、議第 27 号「令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 27 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第 28 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について」の件を議題と致しま

	す。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 28 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第 29 号「守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	地域延長給付とはどのような給付ですか。
人事課係長	雇用保険法等における地域延長給付につきましては、倒産、解雇などによる離職者のうち、雇用情勢の悪い地域に居住されており、かつ重点的に再就職の支援が必要であることをハローワークが認めている方が対象となる延長給付制度です。 ハローワークに確認しましたところ、10 月 1 日現在で青森県はむつ市、下北郡、五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡、岩手県は久慈市、九戸郡、高知県は安芸市、室戸市、安芸郡、土佐市、吾川郡、日高村の 15 地域が対象で、滋賀県につきましては特段地域の指定はないと伺っております。
高倉委員	国家公務員退職手当法の改正内容を簡潔に教えてください。
人事課係長	失業者の退職手当制度というものがあまして、民間企業を退職した

	失業者は退職後一定期間、雇用保険にて生活給が保障されますが、公務員については雇用保険の対象外となりますのでいわゆる失業手当を受け取ることはできません。その代わり生活給を含んだ退職手当が支給されます。 ただ、主に３年以内などの短い勤続期間で退職した公務員ですと、退職手当が少額ですので、短い勤続期間で退職した民間職員が受給できる失業手当総額と公務員の退職手当を比較して、差額があればその差額分を退職手当として支給されるという制度がこの失業者の退職手当制度というものになります。 今般の改正については、雇用保険法の改正に伴うもので、地域延長給付の暫定期間の延長等、失業者の退職手当の支給に関連する規定を整備する内容になっております。
教育長	他にございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 29 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 これで審議事項を終わります 次に、日程第 4、その他事項に入ります。 「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、会議資料 7 ページからの「第 55 回守山市美術展覧会の結果」については、社会教育・文化振興課長より説明をお願いします。
社会教育・文化 振興課長	【社会教育・文化振興課長の説明】
教育長	只今の件についてご質問等ございませんか。 ないようでしたら、事務局のほうから、その他、ございませんか。

事務局	ございません。
教育長	これで、その他事項を終わります。 これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。 次回、令和6年第12回守山市教育委員会定例会でございますが、12月26日（木）午後1時30分から守山市役所2階防災会議室にて開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願い致します。 [閉会 午後2時30分]